

令和4年度 第3回仙台市景観総合審議会 議事録

日 時	令和4年10月19日(水) 13:30~14:30
会 場	AER6階 中小企業活性化センター セミナールーム(1)
出席委員	稲葉 雅子委員、小林 淑子委員、佐々木慎太郎委員、 菅原 正和委員、杉山 朗子委員、高山 秀樹委員、 恒松 良純委員、並木 直子委員、平井 百香委員、 堀 繁 委員
仙台市 事務局	都市整備局長、浅野次長、反畑次長、遠藤次長、計画部長、総務課長 都市整備局計画部都市景観課

【議 事】

1. 開会
2. 議事
 - <審議事項>
 - ・公共的空間ガイドラインについて
 - <報告事項>
 - ・史跡仙台城跡植生修景整備について
3. 閉会

【議事録】

1. 開 会

○司会(都市景観課 岩間主幹)

ただいまより、令和4年度第3回仙台市景観総合審議会を開催いたします。

本日は、不破委員から欠席とのご連絡をいただいております。また、小林委員からは遅れて出席するとのご連絡をいただいております。杉山委員におかれましては、Webにてご出席いただいております。

—配布資料確認—

2. 議 事

〈審議事項〉

- ・公共的空間ガイドラインについて

〈報告事項〉

- ・史跡仙台城跡植生修景整備について

○司会

それでは、これより景観総合審議会の議事に入ります。

本日は、小林委員が遅れてのご出席ですが、委員11名中10名がご出席ですので、景観法等の施行に関する規則第31条第2項の規定により、会議が成立しております。

ここからの進行につきましては、同規則第31条第1項の規定によりまして、堀会長に議

長をお願いいたします。

○堀会長

議事に入る前に今回の議事録署名人を指名します。私のほかに委員名簿順ということで、今回は小林委員にお願いしたいところですが、まだいらっしやっていません。

○司会

委員名簿順で佐々木委員にお引き受けいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(佐々木委員了承)

○堀会長

それでは、佐々木委員、よろしくをお願いいたします。

ここで会議の公開・非公開につきまして確認いたします。

本日及び今後の審議については、原則として公開とし、特定の個人を識別し得る情報を扱う場合などに関することがあれば、必要に応じて非公開とするということでよろしいでしょうか。

(委員了解)

○堀会長

それではそのようにさせていただきたいと思います。

では、議事に入ります。本日は、審議事項が1点と報告事項が1点です。

はじめに審議事項の公共的空間ガイドラインについて事務局より説明をお願いします。

・公共的空間ガイドラインについて

○事務局（都市景観課 柳谷主任）

—資料1-1、1-2、1-3により説明—

○堀会長

写真やイラストに対して丁寧に説明を加えていただいたので、とても分かりやすくなりましたが、今回の最終案につきまして、ご質問やご意見をいただければと思います。

○杉山委員

1点目ですが、資料1-2の28ページの舗装・照明に関する項目で、人々が歩く空間とその周りでは勾配や段差をなくすということが書かれていますが、22ページのベンチの項目では、ウッドデッキでベンチ周辺の高さを一段あげることが、歩行者のための空間を分離することのほか、居心地の良さを向上させるためにも有効とされており、足が不自由で杖をついている方や車いすの方が使いづらいのではないかとということが気になります。文章の

修正はしなくて良いですし、ベンチ周辺の高さを一段あげることによって居心地が良くなるのは良いことと思いますが、事前協議の際、そのような方々の利用についても配慮してほしいです。

2点目について、ガイドラインの運用開始後は必要に応じて、本審議会に対して適用事例の報告やガイドラインの修正が必要となった際の意見聴取を行うということですが、事例報告では、優良事例についても報告をお願いします。

○堀会長

2点目について、事務局から何かありますか。

○事務局（都市景観課 門脇課長）

事例報告ですが、11月からの運用開始後、何らかの相談を受けるかと思うので、適宜、その結果を報告したいと考えています。

○堀会長

杉山委員からの1点目の指摘については私から捕捉します。公共的空間はユニバーサルデザインであることが大前提ですので、指摘があった段差については、13ページのイメージ図のように、段差を設けても通路がスロープであり、手すりを設置するなどのデザインにしてもらうことは必須です。

大河ドラマでお殿様の席が一段高いと特等席に見えるように、なるべく一段あげたほうが特等席のように見えて良いと、そのような考えのもと記載しています。ただし、それが杉山委員からの指摘のような誤解が生じるならば、より丁寧な補足が必要なのではないかと思いました。

○小林委員

すごく良いガイドラインができたと思っていますが、都市景観課の職員も人事異動で入れ替わるので、ガイドラインの意図などが引き継がれ、更にはブラッシュアップされていくように、部署内で勉強会を開催するなどしてほしいです。

○事務局（門脇課長）

了解いたしました。

○稲葉委員

非常に丁寧に図や写真が使われているので本当にわかりやすくなりました。

公共的空間の整備後について気になっていたのですが、協議の流れがきちんと整理されて良かったです。その協議の中で、整備後の定期報告について、3年に1度でいいのだろうかという指摘をしましたが、事務局で他の委員の見解について確認してもらい、3年に1度という頻度に異論は出ず、現案のままとしたいという報告を受けました。

若干気になるところがあるとすれば、難しいということは分かっていますが、受動喫煙防止の配慮事例について、他の項目でのマルシェの会場の商品棚の配置などのように、具体的

なものが挙げられていると良いなと思いました。

○事務局（門協課長）

受動喫煙防止の具体策についてはとても悩んだところですが、まずはこのガイドラインで運用を開始して、優良事例が出てきたら、ガイドラインに掲載していくことで良い方向に誘導していきたいと考えています。

○恒松委員

手続きに必要な様式などの提出書類の一覧は掲載しないのでしょうか。図面リストやチェックリストなどの掲載があると、書類の不備が減らせるのではないのでしょうか。一覧になっているほうが良いように感じました。

○事務局（柳谷主任）

当初はガイドラインに様式集も掲載する予定でしたが、ボリュームが多くなってしまうため、分けることにしました。最終案では、ガイドライン 30 ページにてホームページ上で様式がダウンロードできることを記載しており、提出書類の一覧についてもホームページ上で確認できるようにしてあります。

○平井委員

ガイドライン 2 ページ記載の対象範囲に関して、高さ緩和の適用を受ける物件は年 1、2 件の想定であることを聞きましたが、せっかくガイドラインの内容が充実しているのに、1、2 件にしか活用されないのは、すごくもったいないと思います。

総合設計制度や都市再生特別地区等でも協議に利用するとはありますが、一番下に記載のある「このほか一般の外構設計」に本ガイドラインがどれだけ波及できるかが、街全体の魅力向上にすごく関わることであると感じています。設計者にいかに参考にしてもらえるかというようなところを、戦略的に対応できると良いと思います。

○事務局（門協課長）

このガイドラインの主な対象は高さ緩和を受ける建築物ですが、昭和 52 年の運用開始以降、市内で 60 件ほど事例のある総合設計制度にも適用したいと考えています。また、総合設計以外の一般の建築物でも活用されれば、街の魅力がアップすると考えており、そのような旨を記載しています。設計者の呼びかけに関する戦略的な対応については、良い案が我々の中でもまだありませんが、検討を進めたいと考えています。

○堀会長

公共的空間の整備は誘導施策なのでですから、インセンティブがないと使われません。まずは高さ緩和が適用される案件で公共的空間を整備してもらい、そこで良好な事例が出てくれば、真似をする案件が出てくると思うので、そのような流れを期待したいところです。

インセンティブがない案件で公共的空間が作られることはあまりないと思うので、その

ような案件で公共的空間の整備を誘導することは難しいのではないかと思います。

○菅原委員

ベンチについて、19 ページで設計にあたっての配慮事項は全て記載されており、これからのことではあると思いますが、市民がベンチのデザインを考えることや考えたデザイン案が採用されるようなことも付け加えてもらえると良いと思います。

○事務局（門脇課長）

公共的空間は、ベンチの設えを含めて市民がいいと思うような事例を行政がしっかり PR していくことで、ますます良い連鎖が生まれていくと考えています。そのような事例が参考にされ、次に整備される公共的空間のブラッシュアップに繋がるような流れを作っていきたいと考えています。

○堀会長

ベンチは公共的空間と公共空間のどちらでも設置されるものであり、歩道などの公共空間でも良いベンチは整備できるはずです。現在、再整備の検討が進められている勾当台公園も同様です。公共的空間の整備でベンチの設置を民間事業者にお願いするのですから、仙台市では、そのモデルとなるベンチの設置に取り組んでほしいです。

○杉山委員

稲葉委員が受動喫煙に言及していましたが、私は、ガイドラインへの受動喫煙に関する記載は最終案の内容で良いと思います。事務局へ質問ですが、公園などの公共の場での受動喫煙対策は、どのような部署でどのようなことが行われているのでしょうか。以前、錦町公園のそばを歩いた時に、園内から歩道まで喫煙者が広がっていたことがありました。

○事務局（門脇課長）

公園内での喫煙については本市でも問題意識を持っています。市議会でも議論が重ねられていますが、明確な解決策を見いだしている状況ではなく、現在は公園担当部署が中心になって対応策について検討を進めているところです。

○高山委員

前回の資料に比べると格段に見やすく、内容が分かりやすくなりました。事務局の苦勞に敬意を表したいと思います。

前回の審議会で堀会長の発言にあったように、いくら良いガイドラインを作っても民間に活用されなければ意味がないので、試しにデベロッパーの知り合いにガイドラインを見もらったところ、公共的空間の占有利用が認められ、そこで収入が得られるのであれば是非活用してみたいとの感想をもらいました。このガイドラインが施行されたらすぐ教えてほしいということまで言ってもらえたのですが、それくらい非常に良い内容でまとまっているので、このガイドラインに沿った案件が1つでも多く出るように期待しているところ

です。

○堀会長

本日のものが最終案ということで、軽微な修正はあるかと思いますが、その調整は会長である私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員了承)

○堀会長

ありがとうございます。事務局にお願いですが、ガイドラインの運用開始後に課題が明らかになった場合は、速やかに修正を行うなど、ガイドラインの改良に努めてください。

・史跡仙台城跡植生修景整備について

○堀会長

それでは、次の議題である報告事項「史跡仙台城跡植生修景整備について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

○事務局（文化財課 都丸課長）

—資料2により説明—

○堀会長

ご意見あるいはご質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

○恒松委員

感想のような意見でも良いのでしょうか。

○堀会長

もちろん結構です。

○恒松委員

反対意見ではなく、気になったことがあるのですが、歴史考察の中でいろいろと検討したのだろうと説明を聞いていましたが、“政宗ビュー”というネーミングについては、何か根拠があるのでしょうか。何でも伊達政宗に関連付ける傾向が見受けられるので、時代考察として、“政宗ビュー”と言ってしまっても大丈夫なのかということが気になりました。伊達政宗の時代は長い歴史の中でもほんの一部分であるため、何かもう少し違った表現でも良いのではないかと思います。

○事務局（都丸課長）

史跡仙台城跡整備基本計画でも、何を指すかということを検討する中で、できる限り仙

台城本来の景観に近づけることを整備目的としておりますので、仙台城を建てた伊達政宗に由来するネーミングとしました。伊達政宗の時代の景観を完全に復元できるかということなかなか難しいところはありますが、仙台城を象徴することばとして“政宗ビュー”という言葉を使っております。

○杉山委員

神奈川県小田原市に住んでいた時期があり、城には関心があります。仙台市でも仙台城跡でこれだけの整備に取り組むことになって、大変嬉しく、期待しています。

資料の植生修景イメージパースについて、(ア)「本丸平場ラインの一部顕在化、本丸眺望の確保、史跡保全」と(ウ)「本丸北壁石垣の一部顕在化、安全確保」の部分の間に背の高い樹木が残されており、不自然に映るのではないのかということをお心配しています。間にある背の高い樹木は撤去しても良い気がします。

お願いが2つあり、1つ目について、植生の研究、確認、現状把握をするということですが、仙台らしい樹種や城でよく植えられてきた樹種など分かるのであれば、併せて報告してもらえると良いです。

もう1つは、歩行者目線での整備です。はじめて仙台に来た際に仙台城跡を見学しようと思いき、途中までバスを使ったのですが、降車した場所で現在地が把握できず、そこから仙台城跡まで歩くことも困難な印象を受けました。多くの方が自家用車で見に行くのですが、歩行者のための整備もお願いします。

○事務局（都丸課長）

植生修景イメージパースの(ア)と(ウ)の間の樹木について、ご指摘のとおりではありますが、修景整備は単年度で行うことが難しいものであるため、複数年での実施を予定しています。優先度の高いところについて今年度から取り掛かることとしており、まずは(ア)と(ウ)に取り掛かることにしましたが、ご指摘いただいたような箇所につきましても、スケジュールやバランスを踏まえながら整備したいと考えています。

樹種については、手元に詳しい資料がなくて申し訳ないのですが、文化財課では令和3年度に毎木調査を行っており、調査した中では、杉が一番多いということがわかっております。

それから、歩行者目線ということについては、事務局としても同様のことを考えており、仙台城跡整備基本計画においても登城路整備に取り組むこととしています。配布した史跡仙台城跡整備基本計画（概要版）で登城路整備に関する図を掲載していますが、図中で紫色の線で示した「巽門登城路」の整備を予定しています。現状、歩行者専用ではなく自動車も走行できますが、実態としては歩行者に使われており、また、当該路が築城期の大手道（本丸へ至るメインルート）という由緒があるところでもありますので、仙台城跡整備基本計画で盛り込んだ3本柱の1つとして整備に取り組んでいきたいと考えています。

○菅原委員

杉山委員から歩行者路の整備について言及がありましたが、城とは本来、歩きづらいような設えになっているものです。敵陣から攻められたらすぐに上がってこられないようにするのが普通ですし、今までいろんな城を見てきましたが、歩いてみると階段の段差にバラバ

ラ的高低差がつけられているなど、色々な工夫がされており、来城する人にとって、そのような歩きにくさこそがまさに城であると実感できる、必要なものだと思います。

全てが歩きやすく、簡単に上がっていけるのでは、城の本来の意味が失われてしまうので、そういうところも整備においては考慮されると良いかと思います。

○高山委員

登城路整備について、令和5年度までに実施することになっていますが、来年開催予定の全国都市緑化フェアに合わせて、何かしらの植栽を整備されたほうが歩いてみたくなる登城路になるのではないのでしょうか。私自身はこの登城路にもう30年近く行っていませんが、昔はよくあの辺りを走っていたことがあり、非常に暗かったというイメージがあります。緑化フェアを目的とした来訪者が登城路を利用するかもしれないことを想定すると、整備をされたほうが良いと感じました。

○事務局（都丸課長）

緑化フェアの開催期間は来年4月から6月までの予定ですが、第1次植生修景については今年度から（ア）、（イ）、（ウ）に取り組むこととしているものの、全体的な植生修景については緑化フェアの開催時期には間に合わない見込みです。ただ、今年度、巽門登城路の入り口で支障木や危険木の伐採といった当該路での安全確保に取り組む予定です。

ご指摘のあった登城路の植栽については、実施は難しいですが、来訪者を緑化フェア会場から本丸のほうまで誘導できるよう工夫していきたいと考えています。

○小林委員

植生修景イメージパースの視点場が緑化フェアのメイン会場の1つでもある青葉山公園追廻地区にされていますが、将来のことを考えると、現実的に可能なのかは分かりませんが、仙台駅の新幹線ホームからも望めると最高だなと思いました。仙台市役所本庁舎が新しくなるので、市役所からの眺めも考慮されると良いと思いました。

○堀会長

ほかにいかがでしょうか。それでは、最後に私からも意見します。

植生修景イメージパースについて、整備内容は理論的でよく分かりましたが、城というよりは山に見えてしまいます。なぜかという、眺望にはスカイライン（空を背にして山や建造物の連なりで見える輪郭の線）が重要なのですが、そのスカイラインを見ると、（ウ）のところは確かに一部、石垣が出ていますけれども、それ以外のところが樹木のままなので、山に見えてしまいます。平面図上で考えていると気づきにくいのですが、実際に歩いて、様々な場所からの見え方を確認し、その見え方がしているところは一体、平面図上でいうとどこになるのかなど確認されると一層良くなると思います。

それでは、本日の審議事項及び報告事項は以上となります。

ほかに何か意見はありますか。なければ、本日の議事はこれで終わりにして、進行を事務局に戻します。

3. 閉 会